|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **第５回　今帰仁村子ども・子育て会議** | | | | | | | |
| 日時:  場所: | 平成27年1月28日（水）９：00～11：30  今帰仁村役場　保健センター集検ホール | | | | | | |
| 出席者（敬称省略） | 参加委員 | | 重畠　泰代  名城　健二  大城　清紀  島袋　誠（欠）  仲原　雅宏  座間味　邦昭  糸洲　智子（欠）  伊波　一男  田港　朝津  島袋　るみ子  與那嶺　成江  運天　亜矢子  伊禮　正昭  玉城　イチ子  新城　敦 | | 委員長  副委員長  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員  委員 | 今帰仁村教育委員  沖縄大学准教授  今帰仁村副村長  今帰仁村幼稚園保護者代表  今帰仁村保育所保護者代表  今帰仁村学童代表  北山保育園長  今帰仁村校長会代表  今帰仁村学校教育課長  今帰仁村幼稚園代表  今帰仁村保育所長会  今帰仁村母子保健推進委員代表  今帰仁村民生委員主任児童委員  今帰仁村次世代育成支援行動計画策定委員代表  今帰仁村教育長 | |
| 事務局 | | 担当課等 | (福祉保健課長）  (福祉保健課児童母子係） | | | ：宮里　晃  ：大城　幸恵 |
| ワーキング | (㈱都市科学政策研究所） | | | ：小柴、山城、竿臺 |
| 議事概要 | | | | | | | |
| 議題 | | 1. 第４回今帰仁村子ども・子育て会議　議事概要報告 2. 幼稚園の預かり保育についての報告   ３．（仮称）今帰仁村子ども・子育て支援事業計画～素案～ | | | | | |
| **１．第４回今帰仁村子ども・子育て会議　議事概要報告**  重畠委員長：前回会議の議事概要報告について、何かご意見等はないか。  新城委員：教育相談員について「各学校に配置している」（資料1p7）とあるが、「教育相談員は教育委員会の教育相談室に配置し、児童・生徒や保護者の相談支援を行っている」へ修正して欲しい。  **２．幼稚園の預かり保育についての報告**  重畠委員長：幼稚園の預かり保育について、ご質問等はないか。  仲原委員：長期休業中の預かりは、午前10時から午後まででも同じ月額5,000円でいいのか。  田港委員：長期休業中の場合も平日の預かり保育と同様に、月額5,000円で考えている。  重畠委員長：１号認定のお迎えは何時になるのか。  田港委員：教育終了時間は概ね12時となっている。１号認定においても希望があれば平日午後の預かりを利用できる。土曜日や長期休業の預かりについては、就労を証明して頂くこととなる。  重畠委員長：例えば、１号認定で、毎日ではなく週２～３回で午後２時までの場合も保育料の金額は同じか。  田港委員：基本的に預かり保育が必要な方が利用することとなるので、利用料は時間割ではなく、一律5,000円で想定している。  重畠委員長：午後の預かり保育の必要はないが、給食まで希望というのは認められないのか。  田港委員：基本的に、預かり保育が必要なお子さんを対象とした給食のため、認められない。  重畠委員長：今年度までは週１回の弁当の日は午後２時までとなっているが、そういうのはどうなるのか。  田港委員：現場からも弁当の日を残して欲しいという要望があるが、預かりが必要な家庭では土曜日の弁当が必要なので、更に平日もとなると保護者の負担が大きいと思われる。そのため弁当の日は見合わせている。  重畠委員長：この件に関して１号認定の方から何か要望等はあるか。  島袋(る)委員：説明会がこれからなので、その際に保護者との話し合いが出来ればと考えている。委員会としては給食があるのでという感じで、弁当は小学校に準じたものと考えている。幼稚園教諭にはお願いして了解は得ているが、保護者からの意見も欲しい。保護者の負担が大きくなる心配はあるが、教育要素も考えて理解してもらえるように説明会で話していきたい。  重畠委員長：お母さん方の中にはお弁当の日に用事を入れる事もあったと思う。2号認定はだんだん手厚くなるが、それに伴い１号認定の負担が増えるのではないかという懸念もある。あと、長期休業の際の弁当に関して、教育委員会への保護者からの意見は無かったのか。  田港委員：２回目の保護者会議の中で特に意見は無かったが、村内で弁当をつくってくれる店舗があれば、保護者でまとめて契約できないか動いていると聞いた。  重畠委員長：学校説明会でいろいろな意見が出た場合に、多少の変更が生じることがあるのか。  新城委員：対応できる範囲での変更は可能である。  事務局：幼稚園の預かり保育に関してはこれまで２回説明しており、その際に新制度の変更点について保育所の在園児に対しても説明している。  重畠委員長：もう１点、学童についてお聞きたい。幼稚園児は幼稚園での午後の預かり保育をすることで大きく体制が変わり、小学生に今まで以上に力を入れることができるようになると思う。その中で、教育委員会や小学校の連携、また、助成や補助の体系は今のままで変わることはないのか。  田港委員：運営費の補助については継続していく形になる。学童については小学生と幼稚園児が混在してはならないということで、今まで学童を利用していた幼稚園生の行き場所が無くなることも踏まえて、幼稚園での預かり保育の実施となった。運営費の補助の加算については従来通りの事業の中で対応する。  重畠委員長：これまでは小学生と幼稚園児を同じ学童まで迎えにいけば良かったが、今後は学童、保育所、幼稚園と別々にお迎えがあるので親の負担となる。そういう中で民間と行政ではあるがそういう部分で連携していくことは無いのか。  座間味委員：学校や保育所との連携はとても大切だと思うが、次年度はどのようにするか模索している状態である。国の制度の中でも放課後児童健全育成事業と放課後子ども教室等で上手く連携しなさいとあるが、実際はなかなか連携できていない。どうなっていくか分からない状態でどうすれば良いか分からない。方向性が決定してから、今後の連携のあり方や小学校との連携も含めて話し合っていく必要があると思う。放課後子ども教室の先生方の、学童に通う子どもたちへの対応にも少し不満がある。この辺りは今後の連携により上手く取り組んでいくことで、子どもたちが放課後も安心して過ごせるように話し合っていきたい。  重畠委員長：他になければ次の議題に進みたい。  **３．（仮称）今帰仁村子ども・子育て支援事業計画～素案～について**  重畠委員長：今の説明に関して、ご意見やご質問等はあるか。  座間味委員：「⑨放課後児童健全育成事業」（資料2p78）の見込量は、平成27年で205人となっている。小学生だけではなく、幼稚園児を含めた数値となっているのではないか。  ワーキング：見込量は、あくまでもニーズ調査結果から算出された結果である。特に小学校高学年に関しては、見込量は算出されているが実際の利用は見られない。実際の利用状況とニーズ調査結果に基づく見込量は、必ずしも一致しない場合が多く、ニーズ量が実際の利用を上回る場合が多い。  座間味委員：実際の利用状況は、３学童合わせて小学生が110～120人程度で、利用者は主に小学校３年生までとなっている。また、省令では１学童40人定員なので、３箇所で120人定員となる。その一方、見込量は200～220人程度となっている。見込量をもとに学童を増やしても、実際の利用が少なく運営が出来ないという事態にならないか懸念される。現状よりもニーズが過大に算出されている見込量をもとに確保方策を立てると、間違った方向性に進むのではないかという懸念がある。ニーズ量だけではなく、ある程度は現状も勘案しながら確保方策を立てる必要があるのではないか。  事務局：見込量では、小学校高学年の数値も算出されているが実際の利用はないので、確保方策としては低学年の見込量の充足を想定している。確保方策の設定については、もう少し事務局で調整をさせて頂きたい。  ワーキング：小学校低学年の見込量は145～160人程度となっているが、それでも現状より多いということか。  座間味委員：現状は110～120人程度の利用なので、多いと思われる。  ワーキング：現状を勘案しつつ確保方策を検討していく必要があることを追加したい。  重畠委員長：現状とニーズ調査に基づく見込量では、差があることを加筆して頂きたい。  事務局：関連して、「幼稚園在園児を対象とした一時預かり」（資料2p75）の見込量と確保方策についても再検討させて頂きたい。  ワーキング：ニーズ調査結果より算出した見込量をもとに確保方策を立てているが、現状より見込量が多く算出されている傾向にある。それは、ご意見のあった放課後児童クラブだけでなく全体の事業に関して言えることなので、確保方策については現状を勘案して検討する必要がある旨を加筆したい。  重畠委員長：他に、何かご意見等はないか。  島袋委員：先程、事務局からの説明で北山保育園が認可化予定とあったが、その話は進んでいるのか。  事務局：北山保育園との調整を行っているが、認可を受けるには条件を整える必要があり、補助事業等もあるが相当の費用を伴うことから事業所側の負担が懸念されている。県が認可外保育施設の認可化を進めているが、事業所があっての認可化になるので、今後も事業所との調整を図りつつ、平成29年度末までの認可化を目指したい。  民間参入に関しては、今後の運営等の動向を含めて十分に検討を重ね、設定をしていきたいと考えている。また、事業所内保育に関しては一括交付金を活用し整備を進めたいとの話も上がってきている。今後は、事業所内保育や小規模保育が加わり、認定こども園ができるなど、教育・保育の受け皿がどんどんと変化していく。そのような中、実際の子どもの数とその受け皿を十分に検討し、認可化や民間参入に関しても取り組んでいきたいと考えている。  島袋委員：北山保育園が法人化するという誤解を招く表現ではないか。下欄にあるあめそこ保育園と同様に施設名称を変えてはどうか。  玉城委員：保育園とするのは民営や法人が多く、保育所は公立が多い。資料2p83で北山保育園から北山保育所になっているのはなぜか。  與那嶺委員：名称についてはまだ決定ではないので、（新）ではなく（仮）とした方が良いかもしれない。  事務局：待機児童の解消のためには、「幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性」（資料2p82～83）に記載の通り、受け皿を確保する必要がある。そのためには、平成27年度に施設整備の方向性を決定する必要があり、早期の調整を必要とされている。この件に関しては、もう少し事務局に預からせて頂きたい。次回、北山保育園の認可化が可能であれば、民設民営保育所についても協議させて頂きたい。  重畠委員長：私からも質問したい。そもそも本計画素案は誰に向けての資料なのだろうか。  事務局：村民の子ども・子育て支援のための資料と考えている。  重畠委員長：村民も読むと思うが、地域子ども・子育て支援事業の「⑪実質徴収に係る補足給付を行う事業」、「⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」（資料2p63）の事業内容がよく分からない。  ワーキング：「⑪実質徴収に係る補足給付を行う事業」、「⑫多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、分かりやすい表現へ修正したい。  重畠委員長：実際に内容の決まっている事業なのか。  事務局：私立保育所の私学助成補助による保育園料の徴収を含めて、その辺は運営費の流れみたいなものも若干変わっていく。保護者に説明するというよりは運営している施設の補助金の中で取り組みを助成するものである。  重畠委員長：「今帰仁村の区域設定に際し、考え得るメリット・デメリット」（資料2p65）の意味が分かりづらい。区域設定が広い場合のデメリットに「利用者の自宅付近に利用可能な施設や事業がない可能性があり」という意味がよく分からない。行政の都合で、メリット・デメリットを考えているのではないか。そのため、「教育・保育提供区域を村全体」（資料2p66）にしている根拠が理解しづらい。  また、「保育ニーズの量の見込みと確保方策」（資料2p71）に「平成27年度の見込量に対し定員枠ベースで考えると83人不足となります」とあるが、結局、定員が元に戻るという意味なのか。  事務局：待機児童があまりにも増えているので、それを減らすために国・県は基準内であれば弾力化による受け入れは良いと言っている。ただ、弾力化は待機児童解消のための一時的な方策なので、今後の計画では弾力化を想定した施設整備を行わないようにしなくてはいけない。実際、平成27年度も弾力化が無くなることはなく、県も平成29年度までに待機児童解消を目指しているので、そこまでは受け入れをする考えである。  重畠委員長：平成29年度までに待機児童を解消するという文言が必要なのではないか。  事務局：平成29年度までは弾力化で対応せざるを得ないが、そうするとは記述できない。  重畠委員長：「地域子育て支援拠点事業」（資料2p75）をみると、認定こども園が出来るとつどいの広場じんじんが無くなる様な印象を受ける。実際はどのように考えているのだろうか。  事務局：認定こども園に関しては子育て支援センターが必須になっている。現在の見込みでは利用者が倍以上に膨れ上がるので、見込みも含めて現実的なものを考慮しながら考えていきたい。ただし、施設が無くなる訳ではなく、両方必要であれば両方で開所するし、逆に1ヶ所もありうる。  玉城委員：では認定こども園の中にも支援センターをつくるということか。今の支援センターの集まりがとても良いのは親たちが認めているということなので、是非残してもらいたいと思う。  重畠委員長：「地域子育て支援拠点事業」（資料2p75）の文章では、認定こども園が出来るとつどいの広場じんじんが無くなる様な印象を受けるので、修正をお願いしたい。  その他、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策について」（資料2p75～79）の確保方策の文末が「取り組みます」や「取り組みを進めます」、「検討します」と様々である。行政用語として使い分けをしているのか。その違いを教えて欲しい。  ワーキング：「取り組みます」は基本的に実施するという意味合いで、「実施を検討する」は実施できるか分からないので検討するという意味合いである。表現が気になるのであれば、同じ表現へ統一したい。  重畠委員長：やんばる町村ファミリーサポートセンター（資料2p76～77）と役場は、どのような関係なのだろうか。  事務局：料金を支払って子育て支援事業を担ってもらっている。やんばる町村ということで北部から恩納村までの９町村である。  重畠委員長：「まかせて会員」の育成・確保はどこが取り組むのか。  事務局：村も含めて団体で取り組む。送迎を含めた一時的な預かりを有償ボランティアという形で「まかせて会員」の都合の良い時間にサービスを行っている。  重畠委員長：放課後児童健全育成事業に「低学年の見込量の充足を目指す」（資料2p78）とあるが、これはどういう意味か。また、誰が目指すのか。  ワーキング：例えば、平成27年度の低学年の見込量は146人日となっている。見込量を満たすために本事業を実施していくという意味合いである。  重畠委員長：実際には、３学童以上のニーズがあった場合は誰が働きかけるのか。  事務局：そういった場合は定員があるので、その部分についても設置可能なのか、その分の補助金を追加できるかという形になると思う。  重畠委員長：「養育支援訪問事業」（資料2p79）は何歳までが対象なのか。  事務局：２歳迄である。  重畠委員長：３歳以上でもあるのか。  事務局：ケースバイケースである。  重畠委員長：「新制度施行に伴い求められること」（資料2p81）の２点目に「認定こども園の普及が求められている」とあるが、これは「普及」なのか。  事務局：国において、このような保育・教育の在り方が国民ニーズに沿って必要ではないかというところで法律も制度も定められている。これが地域に合わせて普及が求められている。  重畠委員長：「保幼小の連携」（資料2p82）について、「幼児期の学校教育・保育の切れ目ない提供のため」とあるが、必ずしも小学校区域にある幼稚園や認定こども園に行くという訳ではないということでこの表現になっているのか。  事務局：保幼小の連携は教育・保育の連続性を保つことで必要だと思われる。その核となるのが認定こども園であって、別の地域にある保育所等も含めて小学校への連続性をもたせようと考えている。  重畠委員長：今までの幼稚園は小学校が一緒なのでスムーズにいくという部分をカバーするという意味か。もう少し丁寧に表現できないか。  事務局：場所が幼稚園に隣接していないところも出てくるのでデメリットが生じてくるが、そのデメリットが無いような形で取り組んでいかないといけない。  重畠委員長：「第６章計画の推進にあたって」（資料2p85）の「２.関係機関及び庁内等との連携強化」についてだが、この会議の中でもいろいろな思いがあり、重なる部分もあるが話し合いが足りていない部分もあると思う。この部分についても、もう少し具体性のある文章で本気度を見せて欲しいと思う。  また、「３.計画の進行管理」に関して、施策の点検・評価は適宜実施とあるが、この適宜はどのくらいなのか。どんなことが重要事項なのか分からない。第６章は全体的にただ書いただけという感じを受けるので、もう少し具体性が必要だと思うがいかがか。  事務局：簡潔にまとめているつもりであるが、連携をとっていこうというのはある。計画の点検・評価の適宜というのは会議の中で相談していくが、会議を開催していく中で動きもあり変わっていく。例えば、前頁の施設に在り方に関しても急がなければならないということで年１回ではなく、年２回とか３回とか事業事項を諮っていかなければならないものもある。ましてや認定こども園にするということであれば、設置場所・規模・住民の意向を踏まえて会議委員の意見・意向を聴き、民間参入に関しても多くの意見を聴かないといけないということで必要であればいつでも実施するということである。  重畠委員長：ずっとこのメンバーのままではないのでもう少し具体的な方が良いと思ったが、委員の皆さんはいかがか。  名城副委員長：その点は後で指摘しようと思っていたが、その前に、これまで認定こども園と保育所をどうするかということを中心に議論してきたが、今日で大体の方向性がついたと思う。ｐ36に第１節から第６節まで大きな目標があり、ここにたくさんある事業はこの計画をつくっていく上での重要な部分である。この事業内容を精査して評価をして検討していくのがこの会議の役割だと思っている。行政でいろいろな事業をやっているので並べると見栄えが良いが、窓口や金の出入りもバラバラなので、どこの市町村も行政内部での横の連携が取れていない。  将来に向けて今帰仁村の子どもたちを健やかに育むためには、妊婦さんから始めて中学卒業まで一貫性を持たせたサービスが必要である。ｐ36の事業に一貫性があるかをここでチェックして検討する必要があると思う。先程、指摘のあったｐ85の２と３につながるが、連携強化とPDCAサイクルはどこの市町村の計画にも一応入っているが、ほとんど実施されていないことが課題である。計画づくりだけが目的ではなく、どのように管理していき、次の計画にどうつなげていくかということが重要である。  残りの会議が何回あるか分からないが、出来ればｐ36の事業について、現状の課題や問題になっているデータをあげて頂ければと思う。妊婦から引きこもりまでつながっていくので、そこを丁寧にみていかないと解消できない。将来的にはうつ病やアルコール等の問題につながっていき、国保の医療費に影響がある。実際、国保の多くは精神医療にかかっている。精神医療は妊婦から始めることで予防ができることは研究ベースでは分かっているが、なかなか実施できていない。ｐ36の一つひとつの事業がうまく連動することでつながっていくので、いくつか課題をあげて頂いて、それをどうするかという検証を計画にいれていくべきではないか。  重畠委員長：他に何かあるか。  運天委員：「保幼小の連携」（資料2p82）や「区域設定によるメリット・デメリット」（資料2p65）とあるが、今帰仁村は公立保育所しかないのでよく分からない。他市町村では法人認可園や５歳児保育、私立幼稚園における３年保育に取り組んでいる。そこを卒園した子どもたちが区域内の小学校に就学するとは限らない。また、５歳児保育の子どもや３年保育の幼稚園出身の子どもは小学校で浮いていると聞くので、県内の他市町村にアンケート調査を行い、メリット・デメリットを聞いて参考にした方が早いのではないか。  重畠委員長：今日の意見を検討、修正して頂き、次回につなげるのか。  事務局：次回でとりまとめたいと考えているが、要望等があったので持ち帰り検討させて頂きたい。時間的な制限があったが、認定こども園実施の方向は決まっているので、そこを進めながら取り組んでいきたい。先程の名城副委員長からの意見については具体的に調査したい。次回については、今日の意見を踏まえながら更に踏み込んで修正しつつ、まとめたものを提案して承認して頂き、諮問の回答として村長に返したいと考えている。諮問の回答案については事務局案として先に配布するので検討をお願いしたい。  名城副委員長：いくつかの事業の現状や課題を聞きたいので、次回に提示して頂きたい。  與那嶺委員：先程、委員長や副委員長からも指摘があったが、「幼児教育・保育施設の施設整備の今後の方向性（案）」（資料2p82）については現場においてとても重要な部分であり、具体的な連携に不安がある。誰がどのように進めていくのか、制度が全く違う中でもやってきたことは同じだと思うので、そこをどのように一緒にやっていくのか。どうしていくかを話し合うのは現場なのか、それともこの場なのかというのも分からない。また、「今後の方向性（案）」には現場と重ねた現実的な問題が全て入っているので、そこを解決していくための方策をどうやってどこが検討していくのか。  事務局：事務局の体制もあるが、具体的な方策として、施設に関してこの３年間で進めていくには書ききれない課題も出てくると思われる。連携体制をしっかりして進めていきたい。これに関しては行政の方も行革の中で協議しているところである。  與那嶺委員：ここではないということか。  事務局：幼保連携や実際の保育所指針、幼稚園教育要領を含めた部分については現場の声を聴いていく。保育士、幼稚園教諭等の確保や配置については現場での話し合いになると思う。そういった話し合うべきところで協議していく。  重畠委員長：次回、会議をするならいつ頃になるのか。できれば早目の資料配布をお願いしたい。  事務局：２月23日の週で調整するが、難しければ３月３日（火）としたい。  重畠委員長：もう少し時間があるので、できれば連携や点検・評価方法についても話し合いたい。例えば、学校に迎えに行く場合、今までは幼稚園の先生と話せていたが、今後は小学生だけのお迎えとなった場合に先生と会えない時がある。学校の情報を幼稚園の先生から聞けなくなるのではないか。  座間味委員：学童としては学校へ子どもを迎えにいくが、学校との連携がとれていないと日程によって下校時間が変わるので困ることになる。中には学校で宿題を済ませてから行きたいという子どももいるが、先生の中には高学年の授業に差支えがあるので低学年は早く帰るようにという要望もある。今後は学校・学童・子どもたちでうまく連携を取ることで解決していくと思うので、連携強化は是非やって頂きたい。  伊波委員：保護者から学童にいないと担任に連絡が入ることはある。補習等もやるが、その辺りについては学童と保護者で調整をして頂きたい。  名城副委員長：時間があるということで少し話をしたい。先程、妊婦からつながっているという話をしたが、通常業務の中で育児等で気になることがあれば情報提供してもらえないか。  事務局：今、課題として多いのは虐待や産後うつである。こういうケースに対応するのに時間がとられてしまう。定期的な訪問などを行っている。  名城副委員長：いろいろな市町村で調査やインタビューをしているが、妊産婦に問題があり、保健師の方で状況や課題が分かっているのに、その後、保育所・幼稚園・小学校へ問題の情報が上がらずに上手く対応できていない実例がいくつもある。今帰仁村でもうまく連携がとれているのか気になる。  與那嶺委員：私は保育士だが、保健師さんの努力で時間をつくって頂き、健診前の情報提供や健診後の報告、カバーもしっかりしてもらっている。また、所長会での報告もあり、小さな努力が大きな成果につながっていると感じている。こういう連携を認定こども園になった時にもどうつなげていくか、今後も具体的に検討して連携していきたい。  島袋委員：幼稚園に入ってくる子どもの情報を保健師から提供してもらっているが、個人情報なので提供にあたって悩んでいるようである。連携や引継ぎが大事なので、個人情報ではあるが極秘情報として上の了解を得て提供してもらっている。法的なものが必要かと思う。  事務局：保健師が保育所に出向くことも増えてきており、先生方とのやり取りの中で気になる子の情報交換をしている。また、健診を通しての情報交換もあるが、お母さんの方がなかなか受け入れてくれない。そういう場合は保育所の先生からアプローチをしてもらうなど、うまく子育てをしていけるように努力をしてきている。保育所や幼稚園とは連携してきていると思うが、大きな課題だと感じているのは教育相談員との連携である。保健師のマンパワー不足もあるが、もう少し連携が必要であると思う。  重畠委員長：今は保健師と教育相談員の交流は無いのか。  事務局：定期的にもっているわけではない。顔を合わせることはあるが、情報交換を目的にお互いがしているわけではない。障がいの部分の連絡会はある。  重畠委員長：今は幼稚園と小学校の連携がとれているが、認定こども園になった場合は小学校との連携が変わってくるのか。  島袋委員：今以上の連携が必要だと思う。  重畠委員長：今までの連携とは違う形にして対応していかないといけないと思う。  伊禮委員：子育てからは卒業しているので幼稚園や保育園等の横の絡みは分からないが、我々がやっていることは計画の総論で、各論としていかにして連携を現実化していくか、というのがあると思う。専門機関や先生方が横の連携をとっていくことで、これから始まることに対するデメリットも解消していくだろう。  私は民生委員・児童委員なので、児童の立場での問題や困ったことがないか、教育面で不自由していないか対応しているが、個人情報で踏み込めないところもある。民生委員・児童委員として活動する際には守秘義務が大きな壁である。住民と接触したり調査しないといけないのに村から情報をもらうことが出来ない。この問題をクリアしていかないと仕事が進まないし、細かい行き届いた生活が出来ない部分がある。民生委員・児童委員としては出過ぎても無関心でもいけないので、自然な形で住民からの相談が来るように持っていかないといけない。  子育て面でもネグレクトやＤＶの問題があるが、現場をつかまないことには情報や噂だけでは話が出来ないので難しい。また、行政と福祉保健所では役割分担が違う二重構造になっているので、村を通して生活保護の問題等についても各字ごとの担当者と話をしないといけないというのもある。  子育て支援ということで施設問題、保幼小の連携、待機児童解消の問題などあるが、教育や生活の方も検討できる機関があれば良いと思う。しかし、そういう場所がなかなか無い。また、学校サイドで問題があっても、教育委員会で検討して問題が解消されていると思うが、少なくとも民生委員・児童委員には情報が下りてこない。これも守秘義務がネックである。地域を守らなくてはいけないという原則があると思うが、うまく活動していない部分があると思う。この計画も絵に描いた餅にならないよう気をつけて欲しい。国から言われているのだろうけれど、厳しい財政の中でできることは限られていると思う。計画倒れにならないように、もう少し絞ってスリム化していく必要があると思う。  重畠委員長：時間がきたのでこれで終わる。お疲れ様でした。  以上 | | | | | | | |